

令和3年1月15日

保護者の皆様

三木市教育委員会

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染防止の徹底について
(お知らせとお願い)

日ごろから、本市教育の推進にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
さて、みだしのことについて、現在の感染状況を踏まえ、新規の感染者を一人でも減らすことが不可欠であることから、国の緊急事態宣言、兵庫県対処方針に基づいた緊急事態措置の対応が発表されました。
学校においては、今後の感染拡大を最小限に抑えるため、万全の感染症対策を講じた上で、教育活動を実施しますので、家庭におきましても、下記の事項についてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 三木市の緊急事態措置の期間
1月15日（金）～2月7日（日）
- 2 学校における感染防止対策の徹底
 - (1) 児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、十分な感染防止対策を実施した上で教育活動を行います。
 - (2) 児童生徒の心のケアに留意し、必要な場合には、カウンセリングの機会を設けるなど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実を図ります。
 - (3) 緊急事態宣言が発出されている期間は、受験及び就職活動を除き、県外での活動は行いません。
 - (4) 部活動は、十分な感染防止対策を実施した上で、原則、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内で、学校及びその周辺で行います。練習試合は行いません。
 - (5) 緊急事態宣言が発出されている期間は、校外活動や参観日、オープンスクールなどは、原則として延期します。
- 3 家庭における感染防止対策の徹底
 - (1) マスクの着用、登校前の検温等の健康観察について、改めて取組の徹底をお願いします。
 - (2) 緊急事態宣言が発出されている期間に、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないようお願いします。その場合は、出席停止となります。
 - (3) 登校後、児童生徒等の体調の不調に教職員が気付いた場合には、早退等、迅速な対応を取りますので、速やかなお迎え等のご協力をお願いします。
- 4 その他
緊急事態宣言が発出されている期間の不要不急の外出の自粛、とりわけ20時以降の不要不急の外出の自粛をお願いします。